

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和3年9月7日（火曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午前11時5分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 雲坂 衛 副委員長 勝田 鮮二 委 員 荻野 正己 前田 伸一 岡田 信俊 太田 縁 山田 延孝 吉田 博幸		
欠席委員	なし		
委員外議員	金田 靖典		
事務局職員	局長補佐 米田亜希子 議事係主事 田中 真一		
出席説明員	【都市整備部】 都市整備部長 岡 和弘 次長兼都市企画課長 永井 利幸 都市企画課課長補佐 増田 泰則 交通政策課長 小森 毅彦 交通政策課課長補佐 筒井 真二 中心市街地整備課長 有本 公博 中心市街地整備課課長補佐 雁長 徹 次長兼都市環境課長 稲千 典史 都市環境課課長補佐 藪下 昇 道 路 課 長 田村 温 道路課課長補佐 田中 和人 次長兼建築指導課長 尾坂 和昭 建築指導課参事 山田 泰弘 建築指導課課長補佐 森田 健 建築住宅課長 太田 忠孝 建築住宅課課長補佐 大角真一郎 建築住宅課課長補佐 山崎 修 鳥取南地域工事事務所長 長石 良幸 次長兼鳥取西地域工事事務所長 牧野 隆史		
傍 聴 者	5人		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時58分 開会

【都市整備部】

◆雲坂 衛委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから、建設水道委員会を開催いたします。

本日は、9月補正ということで、様々な予算案出てますけれども、当委員会は、自家用有償バスの条例の一部改正であったり、事業別概要に、今後大きな影響が出てくると思われる中心

市街地活性化基本計画の策定費用などが上げられておまして、皆様の慎重なる審議、熱心なる審議によって、この市民の福祉の向上につなげていただけたらと思います。

コロナ下でもありますので、しっかりと議会として審議をして、責任を果たしていきたいなと思っておりますので、御協力よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の日程は、お手元にお配りのとおり、都市整備部の議案説明、陳情審査及び報告と進めてまいります。

それでは、岡都市整備部長に御挨拶いただいた後、議案説明に入りたいと思います。

○岡 和弘都市整備部長 おはようございます。

都市整備部長の岡です。本議会でも、議員の皆さんのほうから、都市整備部に対する一般質問、いろいろもらっとるわけですけれども、その中でも、生活交通に関するものがかなり多くて、その中で、今回の補正も、共助交通も上げとるわけですけれども、僅かな金額ですが、自動運転に関するものも上げております。金額が僅かなので、そんなに大きく受け止められることはないのかなと思ったところが、日本海新聞のほうに記事が出まして、興味と関心と、期待があるのかなと思った次第でございます。自動運転については、全国各地で実証運行なんかやられてますので、議決後は、しっかり議論してまとめていきたいと思っております。

本日は、先ほど委員長が言われましたけれども、共助交通とか中活のアンケート、また除雪、あとは市道認定が議案としてありますし、あと、報告で、3年前に入札した案件について、建設業者から損害賠償請求されてますので、ちょっとそれを報告させていただきたいと思ひます。じゃあ、本日はよろしくお願ひします。

◆雲坂 衛委員長 それでは、説明に入ります前に、この場の皆様方に一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属・氏名を述べてから御発言ください。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただき、十分審議していただきますよう、執行部及び委員の皆様にお伝え申し上げます。

議案第 105 号令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆雲坂 衛委員長 それでは、議案第 105 号令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を御説明ください。小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。議案第 105 号令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 7 号）都市整備部に属する部分について、御説明申し上げます。説明資料につきましては、皆様にお配りしております、この建設水道委員会の説明資料、左肩のほうに赤字で資料 1、資料 2 と入っている資料があると思うんですけども、主にそちらのほうで説明をさせていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

では、まず資料 1 の一番最後のページを御覧いただきたいと思ひます。一番下のところです。このたび計上させていただいております一般会計補正予算の都市整備部の歳出総額は、2 億 8,463 万 3,000 円でございます。補正前の額が 46 億 1,495 万 4,000 円ですので、補正後の額は 48 億 9,958 万 7,000 円となります。この後、順に各課から、詳細について説明をさせていただきます。

それでは、資料1の2ページに戻っていただきまして交通政策課から説明をさせていただきます。総務費、総務管理費、企画費、運輸交通関係負担金等の若桜鉄道実証運行負担金でございます。予算書は25ページ、事業別概要は36ページの上段、資料2の2ページのほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、おはぐりください。若桜鉄道の令和2年度の利用者数ですけれども、県・市町で取り組んでおります通学定期券助成の効果で、通学利用者が増加したこともございまして、全国的に鉄軌道の利用者数が減少傾向にある中で、前年を僅かながら上回りました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症によります観光・通勤客の減少の影響が大きく、6年ぶりに赤字となりました。このため若桜鉄道では、コロナ禍、あるいはコロナ終息後を見据えた新しい企画乗車券の開発ですとか、地元特産品の委託販売といった増収に資する取組を行う実証運行を、本年10月に実施することとなりました。厳しい経営状況の中で、若桜鉄道から県と沿線市町に対しまして、この実証運行経費への支援につきまして要望がございましたので、関係自治体が連携をして支援することとしたものでございます。

総事業費につきましては、10月の1か月間の運行費、それから感染症対策経費、利用促進対策経費の合計877万7,000円でございます。このうち、県と市町がそれぞれ4分の1ずつ負担することとしまして、各市町の負担割合につきましては、若桜鉄道への出資割合で案分することとしております。補正額は28万1,000円で、財源は全額一般財源となっております。

続きまして、資料2の3ページを御覧ください。交通対策費、生活交通確保対策事業費、地域主体型生活交通確保支援事業費です。予算書は25ページ、事業別概要は36ページの下段になります。シルバー人材センターに委託をしまして、平成31年4月から、河原町・用瀬町・佐治町で運行しております、市有償バス南部支線ですけれども、こちら、今年度限りでの廃止を予定しております。令和元年度から、南部支線の沿線地域と連携をいたしまして、住民アンケートですとか実証運行などを行いながら、地域の实情に合った交通手段を検討してまいりました。河原町の国英地区につきましては、今年の4月から、まちづくり協議会が主体となりまして、共助交通の運行を開始されております。また、佐治町につきましても、来月10月から、NPO法人によります共助交通の運行が開始される予定となっております。この後、説明させていただきますけれども、自家用有償バスの佐治線の廃止に伴います条例改正を、今議会に提案をさせていただいてるところでございます。

このたび予算計上をさせていただいておりますのは、来年4月から、共助交通の開始を予定しております用瀬町と河原町散岐地区で使用します車両の購入費に対する補助でございます。いずれも上限額の450万円となっております。補正額は900万円、財源内訳は県補助金が200万円、起債、過疎対策事業債が700万円となっております。

続きまして、資料2の4ページをおはぐりください。未来型地域交通連携確保事業費です。予算書は25ページ、事業別概要は37ページ上段になります。運転手不足等を背景に、バス路線の縮小・廃止が続く中で、高齢者や学生などのいわゆる交通弱者の生活を支える移動手段の確保が課題となっております。このような中で、AIですとかIoT、こういったものを活用した無人自動運転の実用化に向けた技術開発や法整備等が進んでおりまして、本市におきましても、公共交通の自動運転化について検討を進める必要がございます。このため、交通事業者

や観光事業者・警察などの関係機関で構成します検討組織を新たに設置をいたしまして、無人自動運転の実証運行の企画ですとか課題の整理、普及啓発の推進などに取り組みたいというふうに考えておりました、委員謝礼等の会議開催経費を計上させていただいております。補正額は15万5,000円、財源内訳は、全額一般財源となっております。

続きまして資料2、5ページを御覧ください。生活交通確保対策推進事業費です。予算書は25ページ、事業別概要は37ページの下段になります。気高町・鹿野町地域の公共交通につきましては、昨年の3月に、日交タクシーの浜村営業所が廃止となりまして、市の有償バス、気高循環バスの利用も低迷しております。このため、地域の実情に合った持続可能な生活交通の在り方を、地域と一緒に考えていく必要がございます。この検討を進めるに当たりまして、まずは実態を把握するために、両町の住民、約1万人を対象としまして、現在の移動手段や移動目的、気高循環バスの利用状況などの調査・分析を行うものです。補正額は237万7,000円、財源内訳は、県・市それぞれ2分の1ずつとしております。

続きまして、資料2の6ページを御覧ください。鳥取バスターミナルデジタルサイネージ設置支援事業費です。予算書は25ページ、事業別概要は38ページ上段になります。現在、新型コロナの終息後を見据えまして、県外・国外からの来街者の利便性を高めるために、バス路線の番号設定と、それから鳥取バスターミナルの案内表示の改良を行っております。鳥取バスターミナルでは、この案内板表示の改良と併せまして、新たに入り口付近のインフォメーションコーナーにデジタルサイネージを設置をしまして、バス時刻ですとか運行情報、それから緊急案内など、最新情報をリアルタイムで提供することで、さらなる利便性の向上を図ろうとしておられます。県・市としましても、新型コロナの影響で危機的な経営状況にあります鳥取バスターミナルを支援するために、デジタルサイネージの設置費用に対しまして、協調して補助を行うこととしております。補正額は20万円で、財源内訳は、県・市2分の1ずつとしております。

以上、御説明しました交通政策課の補正総額としましては、1,201万3,000円となっております。交通政策課は以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 有本課長。

○有本公博中心市街地整備課長 はい。中心市街地整備課、有本でございます。引き続きまして、資料1の3ページ、商工費、商工業振興費、中心市街地活性化推進事業費でございます。補正額は170万2,000円です。予算書は31ページ、事業別概要は38ページの下段を御覧ください。事業の詳細につきましては、引き続きまして資料2の7ページを御覧いただきたいと思っております。

御案内のとおり、本市におきましては、平成30年3月に、第3期となります中心市街地活性化基本計画を策定をいたしまして、現在まで74の事業に取り組んできております。この計画期間につきましては、令和5年3月までとなっております、今月9月が終わりますと残り1年半ということになります。

中心市街地の現状でございますが、居住人口につきましては何とか横ばいをキープしておりますけれども、特に平日の通行量の減少、あるいは、商店街などの小売販売額の減少、このたびのコロナ禍におきまして、特に弥生町を中心とする飲食店が大きな打撃を受けておるとい

現状もございますし、空き家・空き店舗の増加傾向といった課題は、引き続き継続をしております。一方で、今後、市役所旧本庁舎の跡地の活用でありますとか、鳥取城跡の周辺整備事業の継続、あるいは、鳥取駅周辺のにぎわいの創出等々、多くの取組を引き続き継続検討、あるいは実施をしていくということを、本市としましては想定をしておりますので、新たな中心市街地活性化基本計画を策定をして、引き続き取り組んでいく必要があるというふうを考えております。そのため、現計画の成果の検証を行うとともに、住民ニーズを把握をいたしまして、新たな計画の基礎資料とするためのアンケート調査費をこのたび計上をさせていただくものでございます。アンケートにつきましては、無作為に抽出します市内4,000人に対しまして送付を行い、回答について分析を行う予定としております。

なお、資料の一番下に、今後予定をしておりますスケジュールを簡単に記載をしております。このたび計上させていただきますアンケート調査につきましては、記載のとおりでございますが、並行しまして、国、内閣府と事前協議をする必要がございますので、計画素案づくりを、この後、議決をいただきましたら、市役所全庁を挙げて取り組む必要がございます。また、年度が替わりましたら、ただちに内閣府、あるいは市議会の皆様、商工会議所、商店街等々、各関係機関との協議を進めていくといったスケジュール感になっておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上、簡単でございますが、中心市街地整備課の補正予算170万2,000円でございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村でございます。資料1の4ページを御覧ください。目道路維持費、細目道路管理費、予算書は32ページ、事業別概要書は39ページの上段となります。補正額155万7,000円を計上させていただいております。資料2の8ページを御覧ください。まず、資料2の8ページの訂正をお願いします。表の中に書かれている事業別概要P29上段と書いてありますけど、これ、39の間違いでございます。あと、下の案内標識のところなんですけど、文章中の標識の識が試みるみたいな字になっているんですけど、ごんべんのほうが正式な漢字なので、訂正をお願いいたしたいと思えます。

（「どこのこと」と呼ぶ者あり）

○田村 温道路課長 案内標識の識、設置業務中の文章中の、リンピアへの案内標識の識という字が間違っております。大変申し訳ありませんでした。

資料8ページの上を御覧ください。これは、日進地区のゾーン30の拡大を行うとともに、面的速度抑制と物理的障害の適切な組み合わせを行い、より一層安全向上を目的とした安全対策の実証実験を行うものでございます。実証実験は、全国47都道府県で各県1か所ずつ実施される予定であり、鳥取県では、この日進地区が実証実験の対象となることとなりました。内容といたしましては、物理的障害物として、スムーズ横断歩道を設置し、効果を検証しますが、その設置費用といたしまして、72万1,000円を計上するものでございます。スムーズ横断歩道のような物理的障害が必要という結果となれば、この拡大した日進地区のゾーン30の区間は、ゾーン30プラスの区間に変更し、このような物理的デバイスを設置することとなります。

引き続きまして、資料2の8ページ下を御覧ください。これは、令和4年4月より試運転を開始する、リンピアいなばへの誘導を行うため、市道上に道路案内標識を設置する費用 83 万 6,000 円を計上するものでございます。

続きまして、道路維持費、細目除雪費、予算書は同じく 32 ページ、事業別概要書は 39 ページ下段となります。補正額 2 億 6,936 万 1,000 円を計上させていただいております。資料2の9ページを御覧ください。これは、今年度の除雪業務に必要な業者除雪、点検、待機などを含む委託料、導入しているGPS端末の通信料、除雪車の修繕費やリース代、燃料費、赤白ポール、塩カルなどの事業費等を増額補正するものでございます。財源の内訳は、国・県から受託費として1,315万円、残りは一般財源となります。

道路課の補正額 2 億 7,091 万 8,000 円、補正後の額 21 億 7,887 万 1,000 円です。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。引き続き、債務負担行為の説明のほうをさせていただきたいと思っております。事業別概要書の51ページをお開きいただきたいと思っております。指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市風紋広場の管理運営費でございます。期間は、令和4年度～令和8年度までの5か年、限度額は3,524万円でございます。事業の内容は、風紋広場の維持管理に関する業務及び風紋広場の利用に関する業務でございます。今後の取組でございますけれども、本議会で議決を得た後、公募を実施いたします。指定管理者選考委員会を開催いたしまして、指定管理者の候補者を選定いたします。12月議会で、指定管理者の指定議決を行います。また、12月議会議決後に、指定管理者の指定及び告示を行います。2・3月中に、基本協定書の締結をいたしまして、4月1日より管理を開始する予定でございます。

引き続き、52ページのほうを御覧いただきたいと思っております。同じく、指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市殿ダム周辺広場の管理運営費でございます。期間は、同じく令和4年度～令和8年度までの5か年でございます。限度額は8,804万円でございます。事業の内容ですけれども、殿ダム周辺広場の維持管理に関する業務及び殿ダム周辺広場の利用に関する業務でございます。今後の取組ですけれども、先ほどと同一でございます。4月1日から管理開始するというスケジュールでございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や語句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 なしということで、次に進みます。

議案第118号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について（説明）

◆雲坂 衛委員長 次に、議案第118号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正についてを御説明ください。小森課長。

○小森毅彦交通政策課長 はい。交通政策課の小森です。議案第118号鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について御説明申し上げます。資料は、こちらの建設水道委員会説明資料の資料3のほうで説明をさせていただきます。2ページ～4ページが、その関連資料となっております。付議案は17ページになります。先ほども説明させていただきましたけども、本年の10月から、佐治町におきまして、特定非営利活動法人さじ未来が主体となりまして、共助交通の運行が開始されます。これに伴いまして、路線が重複します自家用有償バスの佐治線を廃止するため、鳥取市自家用有償バス条例第2条に規定をしております運行路線から、佐治線を削除する改正を行うものでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や語句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。なしという御発言がありました。では、次に進みます。

議案128号市道の路線の認定について（説明）

◆雲坂 衛委員長 次に、議案第128号市道の路線の認定についてを御説明ください。田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村でございます。市道の路線の認定について御説明させていただきます。付議案は37ページ～40ページとなります。資料3の5ページからの表、図面は、資料3の6ページ～8ページを御覧ください。新規認定路線3路線で、赤い破線を示した路線となります。資料3の6ページ、これは、県道主要地方道鳥取鹿野倉吉線から市道に移管する路線となります。7ページと8ページにつきましては、広域農免道2路線を市道に追加するためとなります。

提案理由は、道路法第8条第2項の規定により、議決を得るためでございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や語句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第129号市道の路線の変更について（説明）

◆雲坂 衛委員長 次に、議案第129号市道の路線の変更についてを御説明ください。田村課長。

○田村 温道路課長 はい。道路課、田村です。市道の路線変更についてです。付議案は41ページ～42ページとなります。変更路線は1路線です。資料は、資料3の9ページを御覧ください。新たに広域農免道を市道に認定することで、赤線上に認定していた市道の一部を廃止することにより、残りの市道の名称を変更するものでございます。ちょうど黒い点線となっている部分は市道として残すので、市道の名称を変更するものでございます。ちょうどブルーの点線、これ赤線上にずっと当初は市道として計上してましたけど、広域農免道が開通したので、そちらのほうを市道として、この青色のほうを廃止するものでございます。

提案理由は、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議決を得るためでございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や語句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

令和3年陳情第5号千代水第二地区地区計画区域内において複合型映画館（シネコン）が設置できるよう規制緩和することを求める陳情（質疑・討論・採決）

◆雲坂 衛委員長 続きまして、令和3年陳情第5号千代水第二地区地区計画区域内において複合型映画館（シネコン）が設置できるよう規制緩和することを求める陳情の審査に入ります。

本陳情につきまして、委員の皆様から御意見などありましたら、挙手をお願いします。御意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。御意見なしということで。

それでは、討論に入ります。討論はありますか。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい、前田です。私は、今回のこの陳情に賛成の立場で討論をしたいと思えます。今、この南北線の整備、これがまだ都市計画決定は出てないんですけども、将来、こうした南北線を見据えたまちづくりを考えていかなければいけない状況が1点あると思えますし、また、この南北線の整備ということは、連携中枢都市圏を形成しております鳥取県東部圏域、また兵庫県北西部、北部、そうした圏域の住民の生活でありますとか、経済活動、社会活動に資するようなまちづくりを、私はこれ、行っていかなければならないというふうに考えているところです。今回の陳情ですけども、形はシネコンというお話でありますけども、実質的には、都市計画なり地区計画を見直しをしていただきたいといった陳情ですので、今の時期に、これを具体的には、都市計画審議会の中で審査することにはなると思いますが、これを否決するということは、その選択肢を狭めてしまうといったことにもなりますし、私は、今回の陳情に賛成をしたいというふうに思っております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。その他討論はありますか。太田委員。

◆太田 縁委員 はい、太田です。この陳情についてなんですけど、陳情の趣旨はとてもよく理解できます。そして、当然、前田議員がおっしゃいましたけれども、南北線ができるということは、都市計画の見直しは行っていくことになるかと思えます。ただ、前回よりこの地区計画について、るる御説明させていただいたんですけども、地区計画というのは、やはり、そこに住んでおられる方々が要望されて、計画をされて、それを市のほうに意見を出される、そして、市当局と調整しながらこういった計画を出されているということですので、この場合、この陳情者の方のお気持ちは本当によく分かりますし、シネコンができるということにも反対するつもりはありません。ただ、そこに住んでおられる方が決めておられる地区計画を、この議会として変更することを求めるということが、逆にそちらに住んでおられる方、今陳情して

おられる方々のお気持ちもよく分かりますし、そして、そこに住んでおられて、35年経過してるとはいえど、そちらの方が、順序としてはまず地区計画の変更を申出された上で検討していくという、手順と言ってはちょっと言い方がよくないのかもしれませんが、まずはその住んでおられる方々の御意見を聴かないまま、ここで陳情採択ということは、私としてはできかねるというふうに思います。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 はい。ただいま太田委員のほうからもありましたように、私もそのとおりだと思うんです。私も太田委員と同じ趣旨で、やっぱりちょっとあれだなと思うんですけども、これまでの議論の中でも言いましたように、太田委員からも言われましたように、この地区っていうのは、地元のやっぱり反対で、こういう形の地区計画ができてると、こういうことでありまして、こういう、中心市街地、先ほどもありましたけど、第4期のを目指して、またつくっていくということでありまして、そういう中にも、やはり経過の中で、郊外への大型店舗はダメなんだと、大型店舗も、それを造れない場所だということ承知の上で造られてるわけです。それで、地区からの、一番やっぱり大事なものは、地区の人たちがやっぱり地区計画、やっぱりこう見直したいということが分からないと、出されてないということにおいて、私もシネコンはぜひ欲しいという立場なんです。そういうことは、最初にも言いましたように、あれなんだけども、どこかに欲しいなど。ただ、この千代水第二地区については、やっぱりそういうような経過があるということでありまして、そのことをやっぱり大事にしたいなど。だから、今回については、やっぱり反対だという立場に立ちたいと思いますので、よろしくお願いします。

◆雲坂 衛委員長 はい。

では、これより採決をします。本陳情、令和3年陳情第5号千代水第二地区地区計画区域内において複合型映画館（シネコン）が設置できるよう規制緩和をすることを求める陳情に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◆雲坂 衛委員長 はい。賛成多数と認め、本陳情は採択することに決定されました。

幸町棒鼻公園整備工事の入札に係る損害賠償請求について（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 それでは、引き続きまして、その他報告として、幸町棒鼻公園整備工事の入札に係る損害賠償請求についてを御説明ください。稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干です。資料3の10ページのほうを開いていただきたいと思います。幸町棒鼻公園整備工事の入札に係る損害賠償請求でございます。

訴状概要及び入札の経緯ですけれども、令和3年7月27日に裁判所へ提出されました。訴状内容は、損害賠償請求事件でございます。原告は、そこに記載してある会社からございまして、被告は鳥取市、損害賠償請求額といたしまして、2,198万7,962円及び遅延損害金として、入札日から支払済みまで、年5%の割合による額でございます。

入札の経緯でございます。平成30年7月31日に行った入札でございます。設計金額は7,774万9,200円、ちょっと訂正のほうをお願いいたします。税抜きで書いてありますけれども、税込みの間違いでございます。

工事の概要は、右側のほうに書いてあるとおりでございます。最低制限価格が6,560万円、これは税抜きでございます。入札日は平成30年7月31日、入札参加者は10者でございます。うち3者が入札の辞退をしておられます。落札額及び入札結果は、別添資料①、13ページに付けておりますけれども、そちらのほうを御覧いただきたいと思っております。

赤い枠で囲んであるところが、このたび提訴された会社でございます。入札額が6,550万円でございます。青い囲みが、最低制限価格で札を入れられた会社でして、4者でございます。6,560万円の最低制限価格で4者が札を入れられてございます。

元に戻りまして、もう一度、資料3の10ページでございます。平成30年7月31日に、入札後でございますけれども、会社より異議申立書が提出されました。予定価格算出の相違があるということで、異議申立書が提出されてございます。その後、8月2日～6日まで、その会社と都市環境課による協議を行っております。8月7日には、その会社により申立てが取り下げられました。併せて、この2日～6日に、都市環境課と行った協議の結果に対する書面回答を要求されております。8月17日に、上記要求に対して、本市の意見を書面で回答したところでございます。

引き続きまして、11ページのほう、御覧いただきたいと思っております。このたびの提訴理由とされる事案でございます。2つございまして、まず1つ目です。幸町棒鼻公園整備工事の地先境界ブロック、これは区域と区域の間に設置されるブロックのことでございますけれども、この地先境界ブロックの施工単価は、地先境界ブロックの施工パッケージを用いて積算すべきところを、類似工種である歩車道境界ブロック、歩道と車道の間に設置されるブロックですけれども、この歩車道境界ブロックの施工パッケージを利用し、材料費のみを、この地先境界ブロックの単価に置き換えて積算しているといったことでございます。

その下に、施工パッケージとは何ぞやということを書いておりますけれども、土木工事の積算方法というのは、ある作業を行う場合の作業手間、材料や作業日数を数値化したものを積み上げて工事費を算出してございます。作業手間、材料や作業日数の数値化は、各発注者が行うと非効率であるため、国交省がそれぞれの工種の特性に合わせました標準的な数値を調査分析した上で、機械・労務・材料に係る費用を一まとめにした施工単価を設定しております。この設定されたものを施工パッケージと呼んでおり、主たる土木工事においては、施工パッケージが設定されてございます。つまり、地先境界ブロックの施工パッケージを使って、この歩車道境界ブロックの施工パッケージをつくったといったことでございます。

2つ目が、自由勾配側溝蓋の規格に関して、県産材リサイクル製品の参考質量42キロと記載すべきところを、間違っって他の製品の参考質量41キロを記載しておりました。この県産材リサイクル製品の使用につきましては、設計書の現場説明書に、県産材リサイクル製品を使用するということがうたっております。このような2つの事案がございました。

次に、12ページのほう、御覧いただきたいと思います。幸町棒鼻公園整備工事の入札に関する提訴理由でございます。相手の者が提訴理由として言ってきたものでございます。

1つ、指名競争入札における設計書の改ざんということで、先ほどの①番ですけども、歩車道境界ブロックの施工パッケージを、地先境界ブロックの施工パッケージに改ざんしている。

2つ目でございます。自由勾配側溝蓋について、県産材のリサイクル製品を使用する由を設計書に示していない。

提訴理由でございますけれども、工事設計書の改ざんにより、地先境界ブロックに関しては、同施工内容に対応したパッケージを使用し、側溝蓋に関しては、県産材リサイクル製品ではなく、建設物価に基づく単価を用いて予定価格を積算したことから、最低限価格を下回る額での入札を余儀なくされたといった理由でございます。

2つ目としまして、指名競争入札の公正を害する行為についてということで、入札参加者に与えられる情報が等しくなければ、公平性が保たれないところ、故意または過失により、一部の競争入札参加者に対して、予定価格及び最低制限価格に関する特別な情報を与え、本件入札の落札者となるべき地位を奪われたという理由で提訴してこられております。

本市としての対応方針でございますけれども、訴状に掲げられた設計書の改ざんについては、入札後の協議結果に対する書面回答、先ほど、都市環境課の協議の中で、書面で回答いたしておりますけれども、それと同様に、積算誤りには該当しないという趣旨を主張していきたいと考えております。また、指名競争入札の公平を害する行為についても、事実とは全く異なることから反論を行って、損害賠償請求の却下を求めていきたいと考えております。

書面回答の内容でございますけれども、材料規格の記載及び歩掛りの適用には誤りはあるものの、積算に関する条件提示をしており、積算は可能であったと。先ほど、資料①のほうで見ただきましたとおり、最低制限価格の札を4者が入れてございます。つまり、たとえこういう記載の誤りがあったとしても、積算することは可能であったといったことで、積算誤りには該当しないということでございます。以上でございます。

◆雲坂 衛委員長 御説明を受けました。

委員の皆様から質疑等がございましたら、順次御発言ください。山田委員。

◆山田延孝委員 すみません。これ、何かこの業者と、以前にも、何かほかの、ため池か何かの工事か何かで、こんなトラブルがあったような記憶があるんですが、その辺はどうなんですかね。

◆雲坂 衛委員長 岡部長。

○岡 和弘都市整備部長 都市整備部長、岡です。委員のおっしゃるのは、クレー射撃場の下の方の切立池の入札に関して訴えられておるんですけども、現在も訴訟の継続中でありまして。

◆雲坂 衛委員長 山田委員。

◆山田延孝委員 たしかこの業者でしたね、それは、まだ係争中、裁判中ということですね。何かこの業者とは、以前から何かそういうことがずっとあるんですか。何か鳥取市との関係っていうのが何か、何かお互いがぎくしゃくした関係があるみたいな感じがするんですけど、別にそんなことじゃない。原因は、積算誤りっちゃうのはあるんですよ、確かにね。それはもう

許容範囲内で、僕はいいと思うんですけども。何で、すごくこの業者がこだわるのかなと思って、その辺がちょっと不思議なんですけどね。その辺り、裁判でしっかりやってもらったらいいと思います。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。そのほか、御意見。はい、太田委員。

◆太田 縁委員 はい、太田です。私のほうからは2件お願いします。まず、8月7日に申立てが取り下げられたっていう、これは理由というか、理由があるのかないのか分からないんですけども、この、ここで1回取り下げられたっていう経緯といいますか、ここに書いてあること以上のことがないのかもしれないですけども、取り下げられた理由等が分かれば。

それから、12ページになるのかな、資料3の12ですね。指名競争入札の公正を害する行為について、この相手方が、情報が等しくなければ入札の公平性が保たれない、これに対しては、市当局としては、全くそういったことはないというふうにおっしゃっているんですけども、何か誤解をされるような事項があったのかということ、2点お願いします。

◆雲坂 衛委員長 稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。8月7日に取り下げられたということで、8月2日～6日にかけて、都市環境課と何度かこう協議をしております。相手の言っとられることと、うちがこういう理由ですという、若干平行線をたどったんですけども、最後には了解したということで、今後は気をつけるようにということで、鳥取市としても、今後このような誤記がないように、全庁挙げて情報の共有化に努めてやってまいりますということで、一旦取り下げられております。それが、この3年たった今、提訴されたということで、なかなかこっちのほうもちょっと困惑しとるところでございますけれども、それと、指名競争入札の公正を害する行為についてということでございますけれども、恐らくですけども、相手のほうは、先ほど資料①に示したとおり、最低制限価格を4者が同じ札を入れております。我々としては、当然、たとえ誤記とか間違いがあったとしても、こういうふうに積算してくださいという情報を上げておりますので、それに沿って積算された結果、4者が当然、最低制限価格、きれいに積算されたものだろうというふうに思っとるわけなんですけども、恐らく相手のほうは、この4者が最低制限価格、きっちり積算するということは、何か意図的な情報がどこから出てるんじゃないかというようなことを思っておられるのかなというふうに考えてるところです。全くそういうことは、鳥取市としてはしておりませんので、そういう説明もしてきたところでございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 はい、太田です。はい、分かりました。先ほどの御説明で、平成30年の8月には一応納得されて、了解されたということで、取り下げられたということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。以上です。

◆雲坂 衛委員長 山田委員。

◆山田延孝委員 もう1点ちょっとお聞きしたいんですが、初め、ため池の件で係争中ということですし、それにもかかわらず、鳥取市としては、そういう係争中の業者を指名するという、その行為というのは、別に、私はむしろ、そういう状況の中で、指名は控えるべきではない

かなと思うんですが、その辺はどういう、何かあるんですかね、指名をせざるを得ないような状況というか、指名しなきゃならんのかな。僕は、係争中だったら、そういう人は指名しないというのが、基本的な、そういう考え方でいいんじゃないかなと思ったりもするんですけど、それはおかしいんでしょうかね、そういう考え方は。

◆雲坂 衛委員長 はい、稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。この係争っていうのは、この個別案件に対しての案件ですから、その他の入札とか、その他の公共工事について、この訴えられとる企業ができないとか、資格がないというものではございませんので、それはまた別個で考えて、入札のほうには適正な指名、審査のほうで入れば、当然、入札の中に入れていくといった方針でございます。以上です。

◆山田延孝委員 いいです、はい。

◆雲坂 衛委員長 前田委員。

◆前田伸一委員 積算のその間違いといったところが1つあったと思うんですけども、これ、さくら建設さんのほうが、この入札をする前にそういったことに気がついて、都市環境課のほうに、何らかの、都市環境課になるんか、検査契約課になるんかちょっとよく分かりませんが、そちらのほうに何かアクションといいますか、疑義の申立てみたいなのがあったんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 都市環境課、稲干でございます。当然、入札前に、分からないところとか疑義があれば、当然、質問書っていうのは出す権利がありまして、それを受けた場合には、回答として、入札に参加されるべき業者に全て開示するようにはしとるんですけども、このたびの入札に関しては、一切そういう質問はございませんでした。

◆前田伸一委員 はい、分かりました。

◆雲坂 衛委員長 はい。よろしいですかね。荻野委員。

◆荻野正己委員 この記載を間違っていたっていうのは、後で訂正か何かで提示されたんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。この異議申立てが出たのが、入札が終わった後でございます。ですから、当然、落札者と契約して、いろいろ工事を進めて行く中で、変更とか出てきますんで、最終的には訂正のほうはさせていただいております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 荻野委員。

◆荻野正己委員 それじゃあ、そのほかの業者も含めて、間違っただけで計算したっちゃうことになりませんか。後で訂正ということになればね。どうなんでしょう、その辺がちょっとよく分からないんですけど。

◆雲坂 衛委員長 稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。最低制限価格、当然、それより下回ると、失格になるということでございますから、入札参加される方は、この設計書の中身を見て、こう条件を見られて、そのとおりに、うちが提示している条件をもって積算されております。その中で疑義とか、おかしいところがあれば、その積算に対して分からないところ、疑義があれば、その質問とか、そういったものが出てくるんですけども、今回は一切出ておりません。ということは、その誤記とか記載ミスがあったにかかわらず、うちが提示している条件で積算が可能であったといったことだと理解しております。それで入札をされた後、じゃあ、その工事を進める中で、協議をしながら、じゃあ、この適正な積算体系で計算しましょうとか、そういったことを協議して、入札者と協議して、了解を得た上で変更するといった形を取っております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 荻野委員。

◆荻野正己委員 ということは、当然、最低価格は知ってるわけだね。だから、示されてるわけですね、最低価格っちゃうのは。事前に知ってたわけですね、その5者は、全部。最低価格っちゃうのは、僕、仕組み知らないから、全く素人なんで、単純に聞いてるんです。最低価格っちゃうのは提示されてて、これ以下は駄目ですよというようなものを事前には、知ってるのかという、その辺がちょっとよく分からない。ごめんなさい。

◆雲坂 衛委員長 稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干です。その入札前に、この設計は幾らですよというような公表をして入札をする場合と、一切公表しなくて、入札後に設計書は幾らでしたよと公表する事後公表というのがあるんですけども、このたびの工事は、額がでかいものですから、事後公表になっております。つまり、入札のときには、最低制限価格とか設計額というのは分かりません、公表しておりませんので。ただ、積算するに当たっての条件を提示しておりますので、その条件どおりに積算をされれば、今は材料単価とか、いろんな単価表もオープン、公表されております、事前にですね。それと、先ほどの歩掛かりといいますか、施工パッケージというか、そういうものの考え方も全て提示されておりますので、それに沿って条件どおりに積算されれば、ちゃんと最低制限価格が分かるという形で、最低制限価格といいますか、設計額が分かりますので、設計額が分かれば、それから計算して、最低制限価格を設定することが可能であるというふうに考えております。

◆荻野正己委員 いいですか、ごめんなさい。

◆雲坂 衛委員長 はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 ごめんなさいね。ちょっとすっきりしないんで、やっぱりはっきりさせたほうがいいと思うんで。条件の中に、41キロ、42キロっていう、間違って42キロとすべきところを41キロと、これは条件の中に入ってたわけでしょ。これが間違っていた、41になってたと。だから、それを見てやったと、向こうは主張してるわけですね。だから、あながちどうかなと、その辺がちょっとすっきりしないんです。条件を知って書いたと向こうは言ってる。ただ、その間違いが後で分かったということなんだけど、その辺がちょっとどうかなと思うんですけど。ただ、全者に同じ条件を提示していると、当然ね。だから、その中でっていう話は、

公平性っちゅうのは分かるんですけどね、うん。当然、この1者だけに違った条件を提示したっちゅうんだったら、これは全然問題外ですけど、そうじゃなくて、条件の中でこういう結果が出たという中で、その辺がちょっとすっきりしないです。

◆雲坂 衛委員長 質問ですか、質問ですね。

◆荻野正己委員 ええ、質問です。

◆雲坂 衛委員長 稲干次長。

○稲干典史次長兼都市環境課長 はい。都市環境課、稲干でございます。確かに42キロと書くべきところを41キロと間違えて重さを表示してたっていうのは事実でございます、そこをこの業者のほうも言っとられるんですけども、ただ、この材料について、材料なんですけれども、これは側溝の蓋ということで、コンクリートの蓋でございます。製品につきまして、コンクリート製品につきましては、大原則といたしまして、リサイクル製品を使う、一番最初に、第一条件としてリサイクル製品を使うという、これがもう公表されております、設計書にも当然、現場説明書につけておりますので。ですから、重さが違っただとしても、その原則といえればリサイクル製品で積算するというのが可能だったなというふうに考えております。当然、あとの4者は、当然そういうことで積算されております。4者っていいですか、ほかの方も積算しとるんですけども、そういうことができておりますので、十分可能であったなと思います。確かに、その重さを間違えて誤記したというのは、こちら、鳥取市のほうのミスでございますけれども、先ほど言いましたように、優先順位がございますので、優先順位からいけば、当然、積算というのは可能であったなというふうに考えております。以上です。

◆雲坂 衛委員長 はい。

では、以上で都市整備部を終了します。執行部の皆様は御退席ください。

【その他】

令和3年度建設水道委員会視察の中止について

◆雲坂 衛委員長 それでは、その他として、令和3年度建設水道委員会視察の中止についてに入ります。先日、代表者会において、新型コロナウイルスの全国的な感染状況を踏まえると、実施のめどが立たない委員会の視察を、実施のめどが立たないとして、委員会の視察を今年度は中止し、コロナウイルス対策をはじめとする、他の事業へ財源を振り分けられるようにしてはどうかという意見が出され、委員会に諮っていただきたいという話になりました。

これを受けて、建設水道委員会としては、本年度の委員会の視察を中止したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。異議なしということで。はい、勝田副委員長。

◆勝田鮮二副委員長 異議はありませんが、去年ですね、同じ、困った人に、いわゆる大学生のほうにということで、1,000万円とプラス1,000万円で2,000万円の予算をつけて、目的をはっきりしてたんですが、今回は方向がはっきりしてないので、できるだけ困った人、困ってる

人に、議会として、それを向けてほしいというようなことでお願いできればと思うんですが、それだけです。

◆前田伸一委員 いいですか、すみません。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 今は、あれなんじゃないですか、この視察の中止をどうするかというのを諮るということなので、今の勝田副委員長のお話っていうのは、それが決定した後の話じゃないんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい。それでは、まず、先ほど皆さん、異議なしということが多かったですので、お諮りさせていただきます。それでは、中止することとします。よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。先ほどの勝田副委員長の御意見ありますけれども、この取扱いを事務局、どのようにしたらよろしいでしょうか。

◆山田延孝委員 いいじゃないか、こういう意見があったっていうことで。

◆雲坂 衛委員長 こういう意見があったということで申し添えて、これ、議長にお伝えするということで間違いないでしょうか。

○米田亜希子市議会事務局局長補佐 事務局、米田です。今後、それぞれの委員会で視察の中止のほうを諮っていただきまして、皆さんからその同意が得られたということになりましたら、正副議長のほうから、市長のほうへ今回も申入れをする予定としております。そのときのその申入れ書の内容としましては、また正副議長がその内容を考えられたものを提出する予定となっておりますので、今回の御意見は、議長のほうにはお伝えをさせていただきたいと思っております。

◆雲坂 衛委員長 はい。それでは、建設水道委員会として、先ほどの勝田副委員長の意見があったことを申し添えて議長にお伝えをしたいと思っております。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 それでは、以上で建設水道委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時5分 閉会

令和3年9月鳥取市議会定例会 建設水道委員会

令和3年9月7日(火) 10:00～
本庁舎7階 第2委員会室

都市整備部 (10:00～)

1. 議案(説明)

議案第105号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第7号)【所管に属する部分】

議案第118号 鳥取市自家用有償バス条例の一部改正について

議案第128号 市道の路線の認定について

議案第129号 市道の路線の変更について

2. 請願・陳情(審査)

<陳情(継続)>

令和3年陳情第5号 千代水第二地区地区計画区域内において複合型映画館(シネコン)が設置できるよう規制緩和することを求める陳情

3. その他

幸町棒鼻公園整備工事の入札に係る損害賠償請求について

その他 (都市整備部終了後)

令和3年度建設水道委員会視察の中止について

※ 説明及び審査の進行状況により時間が前後することがありますので予めご了承ください。